

平成11年度 第4回 宮城県民間非営利活動促進委員会

1. 開会

司会 それでは皆様、本日はご苦労さまでございます。

ただいまから第4回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

なお、秦委員にはきょうご欠席という連絡がありました。北条先生が若干おくれるということございまして、斎藤委員もこちらに向かっていることと思います。まだ連絡が入っておりませんのでご出席かと思えます。

それでは、開会に当たりまして、恒例でございますけれども、会長の方から一言ごあいさつをいただきたいと思えます。

2. 会長あいさつ

山田会長 皆さん、こんにちは。

本日はこの年度末、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本委員会もスタート時点いろいろもたもたいたしました。何とか本日はこの基本計画の骨子案と、そこに近づいてまいりました。

基本計画を策定するに当たって、幾つか議論をさせていただいたり原稿を書かせていただきましたが、その中で一つ、二つ感じるころがありました。一つは、NPOもそろそろ第二ステップに来ているのではないかと。つまり、昨年までは何とかNPOというものに対する認知をしていただくと、社会あるいは行政に対して認知をしていただくというのが最大の目的であったような気がするわけですが、最近になりまして、どうもNPOという言葉は認知されてしまったというか、そのせいか非常に多様なものというか、ひょっとしたらいいのかなというものでNPOだということで認知されてしまうという、そういう問題も逆に出ているような気がいたします。かといって、多様性を排除してはもちろんいけないわけで、新たな問題を抱えながら第二ステップに入っていくNPOだろうと思えます。

そういった意味で、1～2年前とは違った考え方で第二のステップに向けてこの支援策を検討していかなければいけないのか、推進していかなければいけないと思っております。

そんなことで、きょうは今までとは少し違った視点もぜひご検討いただきながら、この骨子案のまとめに向けて活発なご議論をいただければと思えます。

それでは、本日はよろしく願いいたします。

司会 ありがとうございました。

それで、早速協議に入らせていただきたいと思いますけれども、これからの進行は会長である山田先生にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3 . 協議

？ 民間非営利活動促進基本計画の骨子案について

山田会長 それでは、早速協議に入らせていただきます。

きょうは、基本的にはこの民間非営利活動促進基本計画の骨子案、この1点だと思います。これは、前回の委員会の間に一度ワーキングを持たせていただきました。そこで検討をいたしました。その検討を踏まえて、多少割り振りをさせていただいて原稿を書かせていただきました。まだ箇条書きの段階かと思いますが、一応その骨子案なるものがそろっているかと思っておりますので、頭の方から担当された方にご報告をいただきながら、それで議論をしていくということにしたいと思います。これは事務局の方で何か用意されているものはないですね。ではこの資料に基づいて進めていってよろしいですか。

資料は、途中で皆様のお手元に郵送されたかと思いますが、その時点ではまだ完全ではなかったかもしれませんが、きょう再度、骨子案がお手元にあるかと思えます。これを頭の方から議論していきたいと思えますが、いかがでしょうか。一応各章ごとにいきますか。各章ごとにまいりましょうか。

それでは、恐縮ですが、最初は私の第1章がございませう。これで少し簡単にご説明して、ご意見をいただきたいと思えます。ページがうってないんですが、次第をめぐっていただきますと第1章、基本計画策定の必要性和課題ということで、「はじめに」とあげてありますが、慌てて出したものですから誤字、脱字がありまして、それはちょっと今の段階は目をつぶっていただいて、中身だけご確認いただければと思えます。誤字、脱字につきましては、この後で修正させていただきたいと思えます。

「はじめに」は、実は今ごあいさつの中で申し上げた従来と、この1年、2年前と少し違った視点でこの支援・促進というものを考えていかなければいけないのではないかということを実はまとめてございませう。それがなぜかということ、一つは、多様性に対応した促進策をとということと、もう一つは、何もかもNPOだというような市民権を得られているわけですが、そういったことにもう一度問題はないかということも少し目を向けるべきではないかと。そんなことを少し書いておきました。

問題発言もあろうかと思えますので、後で存分にご意見をいただければと思えます。

中身については省略させていただきますが、1ページ目の下から民間非営利活動促進の背景と趣旨ということで、(1)市場、行政サービスの限界と市民活動のひろがりということで、これは従来どおり行政と企業の限界、それによっていろいろな問題が吹き出して、それに対応して市民活動がという、これは従来からある文言でございます。

めくっていただきますと、(2)で、上段の方に、市民活動の捉え方ということで、1)市民活動のこれは定義に近いようなことを述べております。これもこれまで言われてきたことですので、特につけ加えることはないかと思えます。

2)は、NPOの原理原則を一通りあげてございます。一は、市民活動を展開する社会的な存在であるということ二は持続性、組織性、三は事業性、四に経済性というようなあたり、こちら辺も従来から言われてきたことですので、特に読み上げることはないと思えます。

それから、その次のページの上に3)で、特定非営利活動促進法とそれからNPO法人についてここで定義を一応しておきました。

それから、(3)で市民活動の社会的役割と可能性ということで、これも言わずもがなですが、公共の担い手としての市民活動であると、隙間だけを補うという活動ではなくて、企業や行政の活動に等しいものであるという考えが必要だということもここで述べております。

2)では、1)と非常に関係あるわけですが、新たな協働の担い手としての市民活動。それをちょっと長くなったんですが、次のページの裏の方まで述べてあります。

それから、3)は、行政と市民を結ぶ結び手としての市民活動。中間支援の重要性も含めてここにあげておきました。

(4)では、市民活動の限界と課題ということで、1)で、市民活動が抱えているいろいろな問題、限界をあげておきました。

2)では、これはつい先日、紅邑さんとか加藤さんとも議論した中で、まだまだいろいろなバリアがあって、参加しづらい環境にあるのではないかとということもありましたので、これを入れました。参加のための障壁、これを取り崩していかなければいけない。

その具体としての情報公開を3)で市民参加と情報公開ということであげておきました。

4)では、活動資源のマネージメント、ミッションとの関係でその重要性をあげておきました。

その次のページの上の方ですが、継続性と責任というようなこと、それから創造性と独自の領域を切り開いていく、それから7)では、説明責任、市民活動もそろそろきちんと自分たちで評価していくということも大事だというあたりの話を8)であげておきました。

(5)では、市民活動支援・促進の必要性と課題ということで、支援・促進の必要性、社会全体で支えていかなければいけないがゆえにということで、これも従来から書かれていることですが、書いておきました。

めくっていただくと、2)で、支援・促進の課題ということで幾つか、これも一般的に言われていることと分けておきました。

3)では、その市民活動の公共性の担保が必要ではないかというようなこと。それから4)では、市民活動と行政のパートナーシップの重要性と同時に、パートナーシップの原則を四つほど次のページに向けてあげておきました。

次のページの中盤からは、5)で民間による中間支援組織を育成していくことの重要性をあげておきました。

それから、6)は、この場でもいろいろ議論されました市民と同時に行政への正しい理解をまだまだ確立していく必要があると、それが障壁になっているのではないかとということを6)であげておきました。ここら辺は、ここの議論を受けて書いたつもりです。

一番下になりますけれども、7)、市民参加や市民活動にかかわる障壁の点検というあたりで、ここら辺も新しい議論を入れておいたというところです。

一通り1週間ほど前ですか、お手元に届いたかと思しますので、お読みいただいているかと思えます。したがって、項目だけ申し上げましたので、まずは……。

1章を一通りいっちゃいましょうか。県の部分がありましたですが、どうしましょうか。

事務局 ちょっと切りますか。

失礼しました。全体の計画骨子案、今いった項目立ての話、後ろの方に資料としてつけておきましたので、それも参考にしながら見ていただければ。

山田会長 表形式になっているものですね。

事務局 はい。1章から4章まで、今回、ペーパーある部分のものは、項目立ての形ではまとめておきましたので、これも参考にしながら見ていただければよろしいかと思えます。

山田会長 各章ごとというより、担当ごとに伺った方がいいですかね。

今私がお話した、私が書いた部分、第1章の1になると思いますが、ここで何かお気づきの点、誤字、脱字はもちろん修正しますが、それ以外でありましたら。

佐藤(和)委員 NPOの今議論として押さえなければいけないポイントが細大漏らさず入っているの、非常にレベルの高い分析になっているなど、個人的には非常に、失礼な話ですが、感心して読みました。ただ、私もこのプランニングにいろいろかかわってきて、その場その場

でいろいろ勉強させていただいているんですが、NPOの現場の人たちがこうした極めて要点を押さえた、しかもどちらかという、かくあるべきだというポイント、視点がびしっと踏まえられた議論をどう受けとめるかというのが最近非常に気になっていまして、山田先生がお書きになったこの議論が非常にその部分として抜き書きすると、私も関係のあるリーダーになんかに読んでもらいたいなあとと思うんですが、県の計画の中に盛り込まれるということが若干どういうんでしょうか、現場に対する行政側の期待値というか、それが高過ぎるというか、目標値は非常に設定の重要さというのはよくわかるんですが、どうもNPOをこれからかくあるべきだという議論が詳細になればなるほど、今現場で動いているNPOのリーダー及びメンバーたちの受けとめ方の間で若干距離が出てくるのがちょっと気になっています。これは皆さんとちょっといろいろご相談したいなあと思っていることでした。ちょっと感想めいた話ですが恐縮です。

山田会長 非常に大事なことだと思いますが、何かそれに対してちょっとこうしたらいいんじゃないかとか、ご指摘もありましたら、ほかの委員からもお願いできればと思いますが。

逆に行政の方も少しここまで書かれて困るのかなというようなところもなきにしもあらずと思いつつ、取りあえずわざと書くべきことを書きましたので、これは十分議論していただくための材料ともしたいと思っておりますので、そこら辺、できれば行政の方からもご意見を、今の佐藤委員のお話と関連づけていただければありがたいと思いますね。

とりあえず中間だからいいかということもあると思いますけれども、どうぞ、いろいろおっしゃっていただきたいと思います。はい、お願いします。

兵藤委員 この基本計画に基づいて県が施策し、政策を起こして予算づけして事業を起こすということに最終的になるわけですね。そのときに、市民活動のとらえ方の部分で、全く山田先生がおっしゃるとおりだというふうには思うんですが、そうしますと、正確にNPOとしてとらえられる市民活動団体が宮城県に果たしてどれだけあるんだろうかということにぶち当たるんじゃないかと思うんですよ。それで、私たちの思いは、NPOと市民活動を含めて、両方も地域のニーズというか、住民のニーズにこたえて公益とか公共活動をしておるものですか、それに対する県の施策があり予算づけがあり支援されるという形になるべきだとちょっと思っておりまして、この基本計画の中で市民活動のとらえ方と純粋なあるべき姿のNPOのとらえ方とどのように持っていけばいいのかなあという部分では、まだ私自身も理解し切っていないし、最後までどの方法がいいかわかりませんが、そういう視点も入れながらこの計画を見ていければなあと思っているわけです。以上です。

山田会長 もう少し具体的にここをどうしてほしいと言っていたかとありがたいんですけども。

紅邑委員 私は、ついこの間、宮城県の主催でNPOのマネジメント実践講座というのをやったばかりなんですけど、そこにおよそ100人近くの方が、宮城県内のいろいろなNPOの方が参加されたんですね。そういう意味ではとても広い範囲で福祉から環境からさまざまなジャンルの方が参加されたんです。このときの講座の特徴というのは、今までですと、割とマネジメントだけだとか、資金調達だけだとか、そういったワンテーマでやるような講座はよくあったんですが、今回はNPOの概論から始まって、そしてそれぞれの運営の仕方とか、総合的に講座を展開したんです。それに参加された方の感想というのは、今これから県の方に報告書をお渡しするところではありますけれども、今まで感想と参加者の方たちのお話を聞いたり読んだりしたところでは、やっぱりミッション、山田先生もこの中で書かれていましたけれども、これをとらえ忘れた形で活動をしていたことでの問題点がとてもあったなあというようなことが参加された多くの方から出ていました。

やっぱりそういう意味では、掲げていることがちょっと立派過ぎてとか、現場とはとてもそぐわないという印象は若干あるかもしれないんですが、逆に自分たちの活動と照らし合わせながら近づいていく目標設定ということがあるとないのでは随分違うんだなあということを参加された方の感想から私は印象として受けました。そういう意味では、ご自分たちも受講してみても自分たちの目的は何なのかということをはっきりとすることがこの間の講座では多かったようです。今、兵藤委員とか佐藤和文委員もおっしゃっていましたが、現場の人たちというのは、そういう意味ではなかなかそういったことに気づく機会がないまま活動をどんどん進めているということは確かにあるんですが、ちょっと足をとめて考えてみると、ミッションを達成するということはちゃんと自分たちも持っていて、むしろそれをもっともっと社会的に展開していくという必要性を今実感し始めているときなのかと思うと、私はこれはとてもいい形で提案されているなあと思っていました。

山田会長 ありがとうございます。

佐藤（和）委員 いい意見交換になればと思うんですが、私が申し上げているのは、そういうことではなくて、紅邑さんがおっしゃることは非常にわかります。わかるんですが、そういった議論が県の計画に載るということの意味合いをちょっと考えたいなあと思っているんです。つまり、我々今の市民社会の中でNPOという価値観を持ち出すときに、やはりどうしても市民と行政との関係は本質的な議論の一つだと思うんですね。そういう意味でいうと、行政のあ

り方もものすごく強烈に問われていることになるんだろうと思うんですね。私たちが今やっているのは、県の行政プランを推進するための基本計画というものをつくっているわけですから、概論として、考え方としてのNPOの議論というのはわかるんだけど、それを行政の計画の中に入れると、ざっくり言うと、「あんたたち、こういうふうにならなければだめよ」というイメージを与えるのは、ちょっとマイナスじゃないかと何となく感じるんですね。

山田先生がお書きになっていることのNPO論の中身、水準の問題は非常にそのとおりだし、私たちがさっき申し上げたように、私がかかわっているNPOのリーダーたちにこれをぜひ読んでもらって、口移しでもいいから私が伝えてあげたいと思うほどなんですが、そのことが県の計画に細大漏らさず盛り込まれるということは一体どういうことかということを考えていると思っています。

山田会長 そうですね。ある意味では、これはちょっと県に向けて書いたところもありますので。

佐藤（仁）委員 行政の立場という、行政になり切っていないものでありますから、大分かけ離れるんでありますが、今隣に座っていて非常に発言しにくいんでありますけれども、和文委員さんのおっしゃることも私は全くそのとおりだと思うんですね。ただ、行政側からするとNPOというのはやっぱり責任というものをもう少し自主的に持たなければならないということを基本計画の中であらうという点からいくと、山田先生のこの書き方は私は非常に明快な一つの基本計画としてのセッションをしているのかなという点では、むしろいいのではないだろうかと思っています。そのような点で読まさせていただいて、我々というと県は別ですけど、私の立場で言えば、基本計画を見せて説明するよりは、これによって読んでいただくことでNPO団体が自主的に持たなければならない意識、責任、価値観というものをわかっていただくという点では、条文みたいなものをよく行政は箇条書きに書いておいて、運用のところで難癖をつけるという、要は行政的な面があるものですから、そこからいくと、このNPOの基本計画の面においては、むしろこのような書きの方が行政としてはありがたいのかなと思っています。

事務局（次長） 今回の基本計画というのは、県が行う計画ではございますが、これはやはり皆様に立てていただいているということだと思うんですね。皆様というのは、ここの委員会の皆様なんですけれども、もちろん皆様とそれから私たちとの共同作業という位置づけだと思うんです。ですから、県が書く場合の書き方の口調というのではなくて、皆様と共同作業で一緒につくっている計画ということかなと思いますので、そういう意味では市民活動に対してのい

ろいろなこうあるべきというものを市民の方がお考えになって、それをまず基本計画の中で述べられるということは、私はそぐわないことはないのではないかというふうな感想は今のところは持っておりますけれども。

事務局（専門監）中田町の方がNPOについてというふうなお話があったのでちょっとおくれできました。

中田町の方が言うには、「こういう活動をしたいんですけれども、これはNPOなんですか。NPOとして認めてくれるんですか」というふうな入り口だったんですね。ですから、兵藤委員や佐藤和文委員が言うように、やはりNPOというのが一人歩きしているという嫌いはあると思います。ですから、県のこの基本計画の中でも「NPOとは」というような本来のある程度の姿というのはどこかできちんと述べなければいけないと思います。私の答えは、NPOのOというのが大切だよというふうな話をしたんです。

ただ、もう一方では、県の基本計画ですから、佐藤和文委員が言ったように、県がこのようなNPOの定義を規定しているとなりますと、じゃそれ以外はすべてだめなのかというあらぬ誤解というのもこれは大きいと思います。たしか条例づくりをする際にも、いわゆる非営利活動というのは幅広く、個人から出発して幅広い活動を組織化して、その組織をいかに県なりが、行政なりが促進・支援しようかというような流れだったと思います。そういう意味では、第2章のところに、基本計画の中で計画の対象というのがありますから、例えば山田先生が書いたところでNPOとはという位置づけをきちんとしまして、第2章のとらえ方の中で、計画の対象の中で、そうではあるけれども少し幅広くするよと、それが逆に言えば今の宮城県の、ちょっと変な言い方ですけども、民間非営利活動の現状なのではないのかなというふうに思っています。

今後どんどん市民の活動が活発になり、行政もそれにふさわしい支援をしてNPOが発展していけば、またこの基本計画の書き方もそこで変えてもいいのかなと、個人的にですが思いました。

山田会長 どうぞ、斎藤委員。

斎藤委員 私もちっと遅れてきて、前の話が把握できなかったんですが、今の話を聞きながら思ったことなんですけれども、NPOというのは自分でもやっぱり実際やってみて、先ほど住民のニーズに合わせて行うということをおっしゃいましたけれども、私たち実際活動している者としては、最初に住民のニーズに合わせてつくったわけではないんですね。自分たち一人一人が必要ではないのかなと自分のことを考えてつくって始まったというのが往々にして多い

と思うんです。ですから、NPOの中でも、ずんずんそれをやって何年間かそのことについてやっていけば問題意識も高くなって、また責任も大きくなって、どんどん高い意識の中でやるんですけれども、そもそもの最初の出だしはそういうことから始まっている人たちがほとんどだと思いますので、ボランティア的というか、仲良しグループ的な人たちも多いわけなんですね。そこで、すごくNPOの中で複雑ないろいろな種類もあるように、温度差もその団体によっていろいろありまして、その中で高い意識の中になったころ、ちょうど私たちもそうなんですけれども、実際先が見えなくなって、どこまで責任を持ったらいいのかとか、そういう問題にぶつかるわけなんです。そのときに、こういう基本計画みたいなものがあるとすごく参考にはなります。ただ、それを県の方針に入れて、がんじがらめになるような表現の仕方は大変危険だとも思いますけれども、その辺がやはり表現の仕方だと思うんですね。すごく難しいものになってくるんじゃないかと思いますので、その辺を慎重に決めていきたいなと思っております。

山田会長 今、皆様のご指摘をいただいて、少し反省する点もありますので、ちょっとそれはお答えしたいと思います。中間骨子ということで、今年度は仕方がないかもしれませんが、計画案として出るときには、表現には注意をする、わかりやすい表現をとすることはぜひしていきたいと思っております。

それから二つ目は、先ほど樋口次長が言われたとおりなんです。これを書いていて、行政だからとか、市民側という区別というのは全くなしで、全く一つのものとしてという言い方は変かもしれませんが、そういう意識で書きましたので、行政がとか、市民がという視点ではなくて、本来NPOはそういう区別をするものでもないような気がしていますので、そういった意味では、立場をわきまえていないというか、あまり考えないで書いたところがありますが、それについてはどうしたらいいか、ちょっと検討してみたいと思っております。

それから三つ目は、これは表現が不十分だと思うんですが、多様性、つまり萌芽的なものをも含めてNPOにしたい。それは前々からそれぞれのNPOという言い方で何年かやってまいりまして、基本的には最小限の原則さえ踏まえていけばNPOであり市民活動あると。それで、市民活動とNPOも基本的には同じ意味合いを持つというようなことで書いたつもりですが、そこら辺がどうも十分理解されない表現になっていて、少し厳密、厳格なものになっているという印象を受けた方もいますので、その表現のところを、特に萌芽性も含めて多様なものを受けとめるべきだというあたりは、ぜひ修正していきたいと思っております。一方では、うやむやにするというのは危険ではないかという危機感を最近ちょっと私持っております。それも言っ

ておきたいなという。だから、何もかもNPOにしちゃうんだったらNPOをわざわざしなくたってきっと従来どおりもとどおりになってしまうんじゃないかという懸念が実はありまして、それが「はじめに」と終わりの方にちょっと出てしまっているかもしれませんが、その多様性と同時に第二のステップというか、そこら辺も少し意識したいなというところもありまして、それが十分表現し切れないかなと思っておりませんが、どうでしょうかね、これは。

ただ、これは樋口さんが言ってくださったんですが、県の基本計画だから県がとか市民がというのは、もうこれ一緒につくっているんですから、あまりラインは引いて、いかにも県らしいとか、いかにも市民らしいというようなものでなくてもいいような気はしていますが、ただそこら辺、ちょっとまだ行政学が専門ではありませんのでよくルールというのがわかりません。何かご意見ありましたらどうぞお出しいただきたいと思います。

紅邑委員 私もあまり行政学は詳しくないんですけども、今新しい時代に変化しているときだとしたら、やはりNPOというのは、行政は行政、企業は企業というふうなセクター的なところでもう役割を分担するということから変わってきているんじゃないのかなと思うんですね。従来でしたらこういった基本計画というようなものは多分、外に出したとたんにこれは県の方針だろうと受けとめられることが多かったんだと思うんですが、このNPOに関してのことは、例えば条例についても、それからそのことについて検討する際も、やはり市民の人たちが一緒になって考えていくというような場ということが綿々と展開されてきたというような事実があると思うんです。ですから、そういった意味では、市民という規定の仕方というのも、行政の人であってもうちに帰ればその方も一市民であったりするわけですし、そういったことで言うと、このことNPOについて語るということは、私は、さっき樋口さんもおっしゃっていたように、どっちの立場だということよりも、一緒に考えていかなければいけないテーマなのかなというふうに思うんです。

そこではやはりお互いにNPOということの規定の仕方についても多分ことしと来年では違って行くのかもしれない。そういった中で、お互いに試行錯誤をしながらの今プロセスの時期なんだと思うんですね。そこで、こう出したからこれは県の方針なんだということよりも、県と市民と、行政と市民と一緒にあってこういったことを今つくり上げていこうという、そういった意味合いのポジショニングでこの基本計画をとらえればいいのかと思います。

遊佐委員 3枚目の下の4行というのは、とてもいいことを書いていただいていると思うんですね。行政というのは、自分たちの範疇はここまでと、それ以外のところで手伝ってみたいな感覚があるんじゃない、県庁6,500人見て。絶対まだ浸透していない部分があって、特に

協働、コラボレーションの意味を行政もまた議会の一部も理解しない人はいっぱいいますから明らかにしていくことが大事なのかなと思ひまして、先ほど共同でというようなことでお話が出てはいたんですけれども、やはり共同でという部分には、かなりここで出すところが宮城県からということだとすると、はじめにのところにもしそういったポイントが書かれるとしても、やっぱり先ほど佐藤和文委員がおっしゃっていたように、宮城県はどうかということが問われることは間違いないと思ったので、そのあたりを1のところに連ねました。

基本方針の(1)のところですが、ここではまず自治体という言い方をしましたが、これは県及び市町村どちらも含めてのことなんです、NPOに対する基本的な理解ということがないとなかなかNPOの促進とか支援ということは進まないのではないのかということで、このことについての方針を示す必要があるのではないかと。

2番目としては、自治体とNPOの公共的サービスの区分を明確化するということなんです、公共の担い手ということでは、今まではまず自治体であるということが当たり前だったわけですが、これからこれはむしろNPOの方がそういったサービスをすべきではないか、もしくは共同でやっていく、場合によっては競合もあるかもしれませんが、そういったサービスの区分ということをお互いに明確化するという意味での方針が示される必要があるのではないかと。

3番目としては、NPOへの委託ということがこれから自治体の側からある意味で多くなると思うんですが、その際の情報の公開、先ほどの山田会長のところにも書いてありましたけれども、それから、例えば政策の立案とかそういったことを施行したり、それから評価するプロセスの公開というようなこと仕組みがやはりこれからもう一度問われて、その方針が示されるということで確立が必要なのではないかと。

4番目としては、事業委託をする先のNPOということ自治体の側がまだまだあまり認識が多く示されているということではないので、そういったことを認識してもらうということとそれからさらにはそういった間口を広げるという意味で委託の拡大ということについての方針が出ていくことが必要なのではないかと。

5番目としては、先ほども申し上げましたけれども、NPOとの競合関係ということ配慮した上での自治体の支援姿勢ということが必要なのではないかと。例えばイギリスなんかですと、ごみの処理のことについてNPOと自治体が競合しているというようなことが出てきたり、それから私どもの組織もそうですけれども、例えばいろいろな催しを自治体がやったり、それから民間の人たちがやったりということがあつた場合に、どうしても自治体じゃなくてもNPOで

もできるんじゃないかということが生じつつある、そういったときに自治体のスタンスがどうあったらいいのかというようなことをもう一度問い直すということで、方針として示させてはどうか。

6番目のところ、ちょっとこの辺重複していてごっちゃになっているかもしれないのでまとめていただきたいのですが、自治体の業務の見直しということですね。それで、やはり行政改革にもつながることかもしれませんが、自治体の仕事として本当にこれは自治体が必要なのかどうか、見直した上でそれをもしかすると企業に今まで出していたのと同じようにNPOに出すというようなことも見直す必要があるのではないかとということでの方針を示すと。

7番目は、これはこの間、県がマネジメント講座というものを主催したわけですが、そういったNPOの運営とかそういったことにおける支援についての方針。

8番目としては、NPOの活動を促進する上で、例えば法的なものとかそういったいろいろ規制があるわけですが、そういったバリアの整備ということを行っていくということでの整備についての方針。

9番目としては、NPOというものも今はいろいろな見方、とらえ方があるという中で、さまざまなNPOが逆に見えつつあるわけですが、そういったものについての評価とか点検をする場として、NPOの側がもちろんそういったは主体的にやっていく必要があると思うんですが、そういったことを調整していくような役割とか、そういったことももしかすると必要ではないかということについて。

10番目としては、中間支援組織ということの位置づけとか、そういったことでの理解ということがまだまだ進んでいないという中で、その理解と、そのさらに活用をどういうふうにしたらいいかということについての方針ということも10点ほど挙げてみました。

それで、私、基本方針と施策体系ということでのつくり方がよくわかっていないので、この辺でもしかすると方針のところに入らないというようなことも含まれているような気がしますので、この辺は皆さんにちょっとお聞きしたいと思います。

2番目のところで、この間出ていたのはパートナーシップの構築ということで、これは一応ここに従来で言う自治体とNPO、それから企業とNPO、そしてこの間、市民とNPOのパートナーシップというようなことも必要ではないかというご意見があったようだったので、3番目にそのNPOと市民。それから中間支援組織ということと自治体の関係とか、その辺の支援の、ここもある意味でパートナーシップということだと思うのですが、支援のあり方。

そして5番目としては、NPOのパートナーシップということのを定着していくというか、ち

ちゃんと確立していくという上では、NPOの信用保証という点がこれから必要なのではないかと
ということで、5番目にそれを入れてみました。

一応第3章についてはそのような説明でよろしいでしょうか。

山田会長 はい、ありがとうございました。

(1)の6)の下の平面的・機械的平等の補償じゃなくて、反対。補償しちゃうんですか、
平面的・機械的平等を。

それから、8)のNPO活動促進上のバリアの整備じゃなくて、バリアの排除ですよ。

紅邑委員 間違っております。そうです、そのとおりです。

山田会長 いかがでしょうか。今、紅邑委員からは基本方針あるいは施策体系というものの定
義にうまくフィットしているかどうかということもありましたが、そこら辺も含めて。はい、
お願いします。

佐藤(和)委員 第1章の基本計画策定の視点というのがありますよね、県の方で準備してい
ただいた。ここで五つ出ているわけですけども、ここの基本方針というのは、恐らくこの視
点と整合性をとらせてポイントを書き込んでいくような位置づけでどうなのかなと思うん
です。ですから、1と2と紅邑さんに書いていただいた部分は、恐らくこの5項目の中の一つ、
二つ。あと3、4、5とあるのかなという感じがして、構造的にはそんな感じがします。

それと、1のNPOの活動の支援と促進について、並んでいることというのは、どちらかと
いうと施策レベルの話に落ち着かせた方が非常にわかりやすいのではないかなという印象が
します。

あと余計なことですが、私の印象では、自治体からの受委託というか、その辺は多分one of
themじゃないかなと思うんですよね。私なんかが一番恐れているのは、NPOというのは自治
体からの受委託がないと生きていけないというか、それが当然の前提だというようなことで発
言する人が大分います、私たちの周りにも。そこはすごくリスクですね。行政とのつき合い
方は我々そんなに知っているわけではないわけで、あまり受委託が突出すると私は何となく嫌
だなという感じがしています。

以上、感想です。

山田会長 今の話だと、前の方の1章の3に行く部分と、それから次の施策の中身に行ってし
まう部分とがあるというご指摘です。

佐藤(和)委員 というよりも、基本方針のところでは、書くのは、この基本計画策定の視点
が五つありますよね、前の方に。例えば、その視点によると、1番目は民間非営利活動の社会

的な意義や役割を尊重し、それを生かす。ということは、つまりどういうことなのかという話をこの3章の基本方針のところでもう少し書き込んでいくということではないかなと思うんですね。恐らく、荒っぽく言うと、それが五つここに基本方針というのは出てくるのではないだろうか。それがポイントです。

山田会長 ということは、前の方を受けてまず基本方針として書くという意味ですね。

あと、幾つかは施策の中身ではないかというご指摘があったんですね。そこら辺はいかがでしょうか。

あとの施策を書いている人は、これは佐藤さんでしたか、4章は。様子を見てですね。

じゃ、これは紅邑さんの方で交通整理をちょっとしていただくということで。今年度はそういう性格のものでいいだろうと勝手に解釈をして、なるべくいろいろな議論をお願いします。

兵藤委員 正確な言葉でないかもしれませんが、NPOそのものが今の社会で成熟したという段階でのとらえ方と現段階のとらえ方で違うという認識がまずあっていいと思います。

それと、それを踏まえて基本方針をつくっていくときに、今の紅邑さんの中でも、前提条件としてとらえるべきだというものがあって、それがストレートに文章化されるという部分ではどうなのかな、どうなのかなという言い方はおかしいんですけどもね。前提条件なんだろうと思うようなところもあります。

もう一つは、一般の市民の方が見たときに、ある程度理解できるような内容というのが大事ではないかなと。どういうことかという、例えば一生懸命NPOの将来の勉強しまして、それでこれからあるべき姿ということを検討したり勉強していきますと、今紅邑さんが言われたような形になるんですが、このままの状態、例えば市町村だとか関係者の方に提示しても、なかなか具体的に自分たちがやっている何とそれがぶつかってくるんだろう、整合性があるんだろうかということなどをなども実際はあるんでないかなあというふうに思うんです。

県の計画なんですが、現実的に市町村の段階、また市町村の中の職員の段階で、NPOを支援するということが一体どうなのかという基本的な問題、そこも理解されないままにということろがほとんどだと思うんですね。

今、言いたいのは、そういう現状を踏まえた中で基本計画を立てるという部分もあっていいと。それから、これからのこともですけども、ちょっと紅邑さんの書かれたものは専門的に勉強した人は、というかそのことを一生懸命やっている人にはわかるけれども、ほかの自治体でそっちのことだけやっている人、NPOをほとんど知らない人には、なかなか何のことを言われているかなあという部分もあるので、もう少しだれが見てもわかるような形でのまとめ方

の工夫というものも必要だと思います。ちょっときつい意見ですけれども。

紅邑委員 私、まだこれを文章化は全然してなくて、箇条書きにしかっていないので、今兵藤さんがおっしゃったのは、例えば1番の自治体のNPOに関する基礎的理解を促進ということにしか、すごく愛想なしにしか書いていないんですけれども、その部分を多分膨らましていくと、今おっしゃったようなことになっていくつもりではいたんですね。まだちょっと時間の都合もあって私、本当に思いつくことだけ箇条書きで出していましたので、気持ちとしては今おっしゃっているようなことをここに込めたいとは思っているので、むしろ今日込めたいようなコメントを皆さんからいただいて、それを後で自分なりに文章化できたらいいかなと思うので、その辺はむしろ具体的なことでいろいろ意見をいただいた方が私は助かるんですけれども。

山田会長 それと、この具体の中身は、どちらかという施策の方ですよね、NPOに関する行政の基礎的理解を促進するためにはどうしたらいいかというのは、後の話ですね。

兵藤委員 一つだけね。例えば現実的な話なんですけど、NPOと行政が競合するというのは行政は撤退するような方向がいいというような、そういういわゆる中身なんですけど、その前に行政とNPOが競合するそういう場づくりがまず大事だと。それほどまでにまだNPOが育っていないというか、NPOがそういう視点にまだなっていないNPOがたくさんある。全体の中からいけば、宮城県じゅうにあるNPOと思われる中から行政と競合できるというのは一つか二つあれば本当はいいのではないかという思いがあるんですよ。それで、本当はもっともどこでもここでも行政と競合できるようなほどNPOが力がつけば、それで初めて次のポップに行くというような部分があるので、それは仙台市とか地域との温度差があるかもしれせんけれども、それほどまずNPOに力をつけてもらいたい、力をつけるべきような基本方針であればなということです。

紅邑委員 私、これ5年間ぐらいの長期的な間での計画ということなので、多分5年の間にそういったことは仙台だけじゃなくて、ほかのところでも出てくるんじゃないかと思うんです。そのためには、8番のところでは活動促進上のバリアの排除ということと一応方針として立てていくということがあって、その先に、やっぱりそういった競合関係が出てきたことも想定しての自治体の姿勢とかそういったことも今この段階で示しておく必要があるのかなと思っていて、今すぐではなくて、これは何年かの間でのプロセスの中で、先々これを改定していくというか、変えていくこともありますということは先ほど県のところでもおっしゃっていましたが、事実、これ全県域に対しての計画ということであれば、その辺を包含できる

ようなそういった方針を示す必要があるのかなあというふうには思っはいるんですが。

山田会長 はい、お願いします。

事務局（次長） 今のところにも関係するんですけれども、考え方で、2）の自治体とNPOの公共的サービス区分を明確化するとか、それから今の5）のNPOができる分野に行政は進出しないとか、競合するNPOが出てきた場合、撤退するとか、そう言い切ってしまうのかなというのがちょっとまだ私の中では整理されていないんですね。環境保護なりあるいは福祉なり、行政もやはり施策を展開し、NPOの方も施策を展開するという場面もあっていいかもしれないし、その中で、現場では競合するように見えるかもしれないけれども、税金を投入してやる部分とそうじゃない部分と並立と言うんでしょうか、競合というようなものですね、そういう場面があってもいいのかなと。すべて行政というのはお金だけ、委託金だけを出して現場から引いていくべきものであるのかなと、ちょっとそこがまだわからないところなんです。

もう一つは、支援と促進の中に業務委託が大部分占めていますけれども、私なんかは、委託というのは、むしろパートナーシップの方に今まで入れて考えてきたんですね。委託という事業をNPOの方にお任せすると、行政が本来すべき事業だけれども、民間の方にお任せした方が効率的に、効果的に事業が行われるというときに委託ということが発生してくると。したがって、それは支援というよりも一緒に仕事の目標を決めてやっていくということで、パートナーシップのところに入れてきたと、とらえてきたということがあります。

もう一つは、これは基本方針ということなものですから、方針というのは、こういうことを念頭に置いて支援とか促進をやりましょうとか、こういうことを念頭に置いてパートナーシップの構築をしましょうという意味じゃないかなと思うんですが。そうしますと、具体的というよりも、例えば支援・促進という場合には、NPOの方たちの自立を損なわない支援・促進策をやりましょうとか、あるいはNPOの方たちに自立的な発展をしていただくための支援・促進策をやりましょうとか、あるいは支援・促進策というのが社会的にも認知を拡大するような形でやっておきましょうとか、そういうことかなという気がします。それからパートナーシップの構築も、じゃパートナーシップということは何を念頭に置いてというときには、行政とNPOの方で対等な関係を確立するということを念頭に基本方針にパートナーシップを確立していきましょうとか、行政の中での行政改革ということも伴いながらパートナーシップの構築をしていきましょうとか、そういうものが基本方針という書き方なのかなと思っております。

青野委員 基本方針の1のところ、NPOへの支援とはと述べている部分ですね。私、これはできれば削除をお願いしたいという意見なんです。というのは、自治体というのは、もう別

にここで言うまでもなく公的な役割というものが現に法的に規定されていまして、地方自治体の役割というのが厳然とあって、今それをめぐってここに括弧書きで行政改革とか分業とかというのが今の時点でこういう形で触れますと、むしろ逆行させていく流れというのが現実の問題として出ているものでもあるので、これは少し踏み込み過ぎているというふうに思います。地方自治体の役割をもっともっと強めていくという立場で、NPO自体もそういうとらえ方の中でNPOという活動が保障されるものにもなっていく関係にあるというふうにも思いますので、そういう立場から見て、方向性を、結局基本方針というのはいく方向でいくということを示すものでもありますので、先駆的投資というふうに言う内容では今の時点では立ち至っていないということで、そういう表現は控える必要があるのではないかとということです。

そういう立場に立って、でき得れば2)と4)と5)と6)と、これは私はここでうたうべき中身ではないと思いますので、意見として述べておきたいと思います。かなりちょっと自治体のお仕事に踏み込み過ぎてしまっている。そこまでの権限はないのではないかなと思ったものですから、意見として述べておきたいと思います。

山田会長 今のご意見は、実は非常に重大な議論を呼ぶところだと思いますが、いかがでしょうか。

紅邑委員 第3章の基本方針という言葉がありますので、この方針というのが具体的にどんなふうに表現されるのかという点では、残念ながら不十分じゃないかなと最初から思っていたんです。というのは、方針というのは、どっち向いていくか、向こうに行くのか、こっちも行くのかということを決めるわけです、その向き方をまず決めて、そこに行くための、一直線には行きませんので、まず第1段階ではこの辺に、進むべきその大まかな道筋を示すのが基本方針だと言葉の上では理解していました。個別の具体的な政策、しかもこれは具体的な次の次ぐらいの細かい具体的な中身になってしまっている部分が結構多いのではないかと思いました。

ということで、全体的に構成し直す必要があるのではないかとと思います。

例えば、パートナーシップというところで、先ほど樋口次長がおっしゃったように、パートナーシップとここに書いてある中身は何だということになる。そんなふうなことで、もう少し分け方を工夫すると、内容としてはいろいろなものが生きてくると思いますので、検討が必要ではないかと思いました。

山田会長 今までのお話、大体まとめますと、基本的には基本方針としてはちょっと踏み込み過ぎではないかというご意見がありました。それに関連して、2章のところでしたか、それを

受けとめた書き方と、それからいわゆる方針にとどめるべきではないかということがありましたので、この中身は、むしろ後の章でもう少し再表現していただくと。

それから、兵藤委員のご指摘だったと思いますけれども、もう少し多様性を踏まえた書き方をしていく必要があるだろうかと。NPOの発展段階に即した多様性に対応できる表現をというあたりがここでのポイントだったと思います。

青野委員からのお話は、少し先の章に先送りしたところに入れるべきかどうかという議論になってくるかと思いますが、そんなことでちょっと時間の都合もありますので、4章の方からでよろしいですか。

佐藤（和）委員 自治体の仕事との関係で踏み込み過ぎではないかというご指摘、うなずけるものがないわけではないんですが、今の議論の場では、そこはあまり集約しない方がいいと思います。つまり、基本方針の書き方の議論を今しているわけでありますから、その書き方の大まかな方向性を今議論しているわけで、それを実際に書いてみるという作業がワンステップ必要ですね。例えば、自治体との関係でもやはりそういう表現をしていかないと、つまりNPOの議論というものはできませんから。一たん書いてみて、それからでないこれが踏み込み過ぎかどうかというのは非常に微妙な議論になりますから、そこだけで1時間か2時間ぐらいやらないと、多分安易には結論は出せないと思います。

山田会長 今の青野委員のご発言に関連しての部分だと思えます。実はこれは既に第1章でそれに近いことを僕は書いているんですが、そのときはすり抜けているわけですよ。だから、それも含めて再度ご検討いただきたいと思えます。

ということで、ちょっと4章のお話をいただいた上で、少し3章、4章をまとめて議論したいと思いますが、一応3章に関しては今のようなまとめで先へ進めさせていただきたいと思えます。

じゃ、紅邑さんでしたか、4章。お願いします。

紅邑委員 慣れないことをするといろいろ勉強をするなど思っておりますが、4章のところはこれはこの間のお話でいくと、県の方で出されていたものを一応ポイントとして出せばいいだろうということで、私が出したもののちょうど1行空けの下の方については、前回県の方から出していただいていたものに沿ったものの項目を並べたものにとどめてあります。

その上の段の六つについては、先ほど私が3章のところでは幾つか出したものとのつながりのところで、施策と事業と、この辺ちょっとまだ分けてはいないのですけれども、そのあたりのことで実際行っていくことの施策もしくは事業として挙げてみました。

一つは、政策づくりへのNPOの参加や参画の場の提供とシステム化ということ。

2番目が、県が設置するさまざまな審議会とか委員会などへのNPOや市民の参加推進、それから、事業ということで、それは自治体が行ういろいろなイベントや催しの、例えばシンポジウム、フォーラムといったことがあるかと思うんですけども、そういったものをNPOと共同で実施していくことの推進。

それから、事業委託の推進といったことでは、例えば調査・研究であったり各種事業を一緒にやっていくというようなこととはまた違う意味で委託をしていくと。

それから、自治体とNPOの担当領域の区分と協働エリアの確認。これは先ほど3章のところで言っていたことを受けての話にこれもなります。

それから、具体的ところで、自治体職員がNPOの研修の推進といったことも必要ではないかなと思って、一応この六つほど新たに加えて、あとは前回県の方で出していただいたものを見出しを全部並べましたので、これは皆さんご承知の項目になっています。

山田会長 それで、あと3章の先ほどの施策として出した方がよからうというところもありますので、それを含めてということですね。整理をしてということですよ。

いかがでしょうか。この4章。先ほどの3章の部分にも施策としておりてくる部分を含めてご意見いただければと思います。

いずれにしろ、先ほど佐藤和文委員からありましたように、もう少し書いてみないと議論がしにくいのではないかとありますが、いつまでに書くのか、これは次年度に先送りしていいのかということもありますが、それはちょっと後でご相談したいと思います。

佐藤(仁)委員 第4章も第3章も体系的につながるものだという観点で、先ほど紅邑さんが一生懸命やられたのを大変評価しながら言いにくかったんですが、樋口次長さんや青野委員さんが勇気を持ってきちんとお話しになったので、偉いなあと思って。私は女性の委員にはあまり申し上げにくいなと思って遠慮しておったんです。というのは、ただ紅邑さんに我々押しつけておきながら、大変感謝申し上げながら少し言わせていただきます。

NPOを推進する立場からこうあるべきだということはここに強調されていると思うんですね。ただ、一方で行政の持つ公平性といいますか、変な公平性になるかもしれませんが、その視点からいくと地方分権の時代に入って地方自治法のあり方もありますけれども、もう少し税の使われ方の執行に当たっている自治体側の視点もここに必要だというのが、先ほど樋口次長さんや青野委員さんのおっしゃられた一面だと思うのであります。ですから、この辺あたりまさしく行政と民間、市民団体との共同でこの辺を作成していかなければならない点

だろうなと思っておりますので、ここの方針のうたい方、そして施策体系のあり方については、我々も今一番悩んでいるのが改革しなければならないいんですありますが、受委託の関係、入札の関係等がありますので、そこにおけるやはり市民に対する保障というものを行政体はしっかりと持っていかなければならないものでありますから、その辺を確保できる、要は文章表現が求められてくるだろうと思っておりますので、ここのところだけは少し行政と法的な面を含めて共同作業をしていただいて表現していただくということが必要だと思っております。

山田会長 とりまとめていただいたと思いますが、確かに市民側の視点で書かれた部分が多いわけで、行政の担当者と共同でここはぜひまとめていただいたらどうかということで、これは実際に後で事務局とちょっと調整をしながら検討していただくということが必要かと思しますのでよろしくお願ひしたいと思ひますが、そういう作業を今後するというのを踏まえながらなおかつ何かありましたらお出しいただきたいと思ひます。

兵藤委員 4章になるか5章になるかちょっとわからないんですが、まだ5章はできていませんけれども、私の場合は、具体的にいろいろな面に対応したとき、こうあるべきの方がいいなあと思ひなんかあったりするもんですからなんですが、近隣の町村でNPOに対する支援ということで取り組み始めている市町村が相当出始めている、そういう認識はぼつぼつ出始まっているんですね。しかしながら、NPOを本質的にとらえていないという山田先生のお話もあるように、支援する中身でも、支援しているというそういうアクションは起こすんですけど具体策になるとなかなか見えてこないというのが現状だと思うんです。

それでなんですが、市町村でNPOの促進支援条例、今は石巻と仙台市ができてしていると聞いておりましたけれども、そういうような条例を制定するときに、どういう形で支援する、条例をつくるというときには県かなんかでわかればいろいろな形で支援するというような方向性というものは打ち出せないものでしょうかね。できればそうあってほしいなあと思ひますけれども。

山田会長 こちら辺はいかがでしょうか。市町村がそういう支援条例を制定するときに対する支援ですよ。越権行為にならねばという程度ですか。

事務局（次長） いろいろと県では条例ができたものですから、そういうときのプロセスを実は市町村の方でもお聞きになりたいとか、そういうものがプラスになるということであれば喜んでと思ひますし、何かこういうことを県の方でという市町村からありましたら、私どもでも思ひますが、もう一つは市町村の独自性とか独立性とか市町村でも議会がおありりなので、そういうところは兼ね合いを見ながらと思ひます。

山田会長 そうですね。これも市町村に対する規制のようにならない形で表現できればというところでしょうかね。

斎藤委員 今、兵藤委員さんが言ったように、本当に大切なことなんですね。石巻でも条例ができていうことなんですからけれども、実際やはり机の上だけの条例で、県の方に支援といっても、市の方から県の方にはお願いしたいということとはなかなかないと思います。これで自分たちで立派なものをつくっているんだという思い込みというものがありますので。ですからこういうものにちょっとでも触れて、少しでも本当にわずかでもちょっとプッシュしていただくと、私たち市民としてはすごく助かるなあと思いますので、よろしくお願いします。

山田会長 そうすると、条例ということだけではなくて、兵藤さんが前半におっしゃった支援の中身、質の問題を云々ということですね。

紅邑委員 仙台市の場合も条例をつくるのに当たって長い検討が行われたということは条例に関してはあまりなかったと思います。むしろ私は条例をつくるプロセスが大切なのかなと思うんですよね、いずれにしてもそういったことを各市町村で取り組む場合。そのプロセスの段階でいかに市民活動をしている人たちがそこに入り込んでいくか。それからもう一つは、情報だと思うんですよ。それは県が後押しをしてくれたからということよりも、むしろそういったいろいろな支援条例というのが全国あちこちにあると思うんですね。そういった情報収集ということ为例えば県が行っていて、その情報を提供してその中から一番自分たちに合致するものをモデルにして考えるという機会があってもいいだろうし、例えばそれは私たちせんだい・みやぎNPOセンターなんかでもそういった情報は持っているんで、そういったところを問い合わせ先として利用してもらおうということもあっていいと思います。むしろ県がそういったことの情報提供をするよりは、民間の私たちの方がそういった情報提供をしてあげた方が、各自治体としても県に言われたからということよりは取り組みやすいとしたら、私たちがそういう情報を持っていますというリリースが足りないということもあるんだとは思いますが、今だと、例えばホームページみたいなものでもそういう情報収集ができるかと思いますし、横浜なんかでもかなり進んだ方向がプロセスとしてあったりします。形だけ真似しても仕方がないので、やっぱりプロセスを一緒に作り上げていく上での一つの材料ととらえてやっていくのがもう一つは大事なのかなという気はします。

佐藤（和）委員 私も外圧を使うというのはやはりやめた方がいいと思います。例えばここにいらっしゃる自治体の首長をなさっている佐藤委員が冒頭に近いところでNPOの責任ということをおっしゃっています。私の実感からいうと、責任を担えるほどのNPOとどこに

どのぐらいいるのかなというのが実は現状なんです。つまりそういうNPOを育てることに今我々の社会のパワーというのはかかっていかないといけないんだろうなと思うんだけど、でももう既に現時点で首長さんの意識の間に、やはりNPOの責任ということが大分強めに出てくる。このことはやはり相当程度重視しないとイケない。

そういう状況の中で、例えば県が自治体を、市町村を後押しするみたいな、あるいは県のご意向みたくないもので何か物事が動くみたいなストーリーが少しでも入り始めたら、これは致命的じゃないかなあというふうに思いますので、基本方針その他については、私は今の時点では相当慎重に表現していったらいいんじゃないかな、特に今の件については思います。

事務局（次長） 今のことは今の議論で大体お話は出ていると思います。

第4章、施策と事業の書き方で、3章までが基本方針と施策体系がNPO活動の支援・促進、それからパートナーシップと2本の柱になっているものですから、施策と事業もこの2本の柱でそれぞれどうなのかということと、それからこの2本に共通するものもあると思うんですね。活動・促進支援とパートナーシップ両方にかかるものがあると思うので、その3本柱で施策と事業を書いていただくと整理されるのかなと思いました。

山田会長 先ほどの市町村への指導については、佐藤（和）委員が言われたことでいいかと、まとめていただいたということでもいいと思います。

それから、4章については、今樋口次長からありましたように、2本の柱プラス共通部分3本でまとめていただければということですね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、5章をどうするかということと、それから全体のスケジュール、とりまとめをどうしたらいいかという議論が残っております。ちょっと半ばになってしまいましたが、もう15分ぐらいお時間いただいていいですかね。

5章はどうしましょうか。

佐藤（和）委員 実は全然考えていなくて、考えてなくてというのは意識的に考えていませんでした。というのは、特に私の頭の中で気になっていたのは、行政とそれからNPO活動の促進との基本的なスタンスがこの場で相当程度理解が進まない、ちょっと私のところは具体的にプランニングしにくかったものですから、今日お話を聞きしてちょっと若干消化不良の部分もありますが、なるべく早目にペーパーを事務局に方に出します。それで、もし必要であればそれを受けていただいて、それなりの対応をしていただくとありがたいかなと。

次回もあるんですね、当然ね。次回には最終稿になるぐらいの熟度の高いものを目指しま

すので、きょうのところはご勘弁いただきたい。以上であります。

山田会長 いずれにしろ5章というのは前の方が出てこないと当然整理できないかと思えますので、今のご返答は当然だと思えます。

? その他

山田会長 そこで、今後のスケジュールをちょっと事務局の方からどういう時点でどうすべきかというのをお出しいただくと、それに基づいて少し議論したいと思えますが。

事務局 まず一番最後が7月末か8月あたりに完成ということで、その直前に最終の委員会をというふうに、基本計画にかかわってですね。そうなってきますと、4月の末か5月の連休ぐらいあたりに基本計画の素案が文章的にでき上がって、それをもんでもらって最終回でというふうなスケジュールになろうかと思えます。

そうしますと、必然的に4月末から5月の委員会できちんとした文案があつてというのはなかなか難しいと思えますので、4月にもう一度ワーキングを行っていただきまして、今日の委員会の意見を受けて具体の素案づくりに入るといようにしていただければと思えます。ですから、場合によっては4月中に1あるいは2回ぐらいのワーキングをやって、4月の末か5月の初め、連休明けに促進委員会でもう一度議論をするというのがよろしいのかなと思えます。計画を考えています。

山田会長 そういう提案ですけれども、こういう予定でよろしいですか。もしよろしければ、じゃあ少し日程を詰めたいと思えます。ワーキングの日程とそれから連休を挟んだその前後の日程ですね。

作業が大分残っている方はいつごろがよいとご提案いただければ。でも中旬にはしなければいけないですね。4月の15日ぐらいまでには。

早目に一度やってみた感じですかね。9日の週ぐらいにやらないといけませんかね、1回目。お尻からいきますか。なるべく時間が取れるなら取った方がいいので、じゃ委員会は5月の連休明けでいいですか。日にちは僕はあいているんですけども、皆さんの作業を圧迫してはいけないと思って。5月連休明け、明けるのは8日ですか。8日に早速やりますか。次回の委員会を5月8日。お疲れですか、じゃもう1日。9日か10日。10日は私1日だめなので。12日金曜日。12日の午後にしていいですか。9日かな、9日の午前中というご提案ですが、いかがですか。9日火曜日の午前中。5月9日に最終的な案を検討する。ちょっと時間はかかるから2時間たっぷり必要ですね。

事務局（次長） ワーキングを連休前にやりまして、そしたらそれで皆さんにまたいろいろ文章をもらっていただきまして、ワーキングの中でですね。それを私たちが皆さんにお送りして、お送りしたものを持ってきていただいて、ここで話すということですね。そうすると、その週がいいかその次の週がいいのかも……。

山田会長 あまり急がなくてもよろしければ、じゃ次の週の15、16日あたりでもいいということですか。

事務局（次長） その方が発想も完了するかと思いますので。じゃ、16日はいかがですか。

山田会長 16日の火曜日、いかがでしょうか。

事務局（次長） 15日の月曜日。

山田会長 15日の月曜日にしますか。

事務局（次長） じゃ午後ですか。

山田会長 午後でいいですか。

事務局（次長） 1時半。ワーキングも決めておきますか、今。

山田会長 はい、じゃワーキングを決めましょう。4月、2回考えますか。いずれにしる早目に9日の週ぐらいにはやっておいた方がいいでしょうか。例えば10日とか。新年度始まって1週間あければ、9日、10日あたりどうですか。あるいは12、13日あたりはいかがですか。この週にやっておいた方がいいですよ。11日はどうですか。

事務局（次長） じゃ11日の午前中。

山田会長 11日にしましょうか。11日の午前10時。ワーキンググループだから。

事務局（次長） ワーキンググループにご出席願う方々はどなたに。

山田会長 4章までを前段にやって、5章は、じゃ2回やりませんか。

11日は10時じゃきついですよね、遠くの方は。遅刻しても……。10時からやっていますから、ぜひ遅刻してもおいでくださいということで。

11日と、割と末ですね。例えば27日とか25日とかそこら辺は。例えば20日あたりというのはだめですか。20日だめ。24日の午後。1時半ですね。

最初は11日の10時から。それから24日の1時半から。それと本チャンが5月15日午後ということをお願いします。よろしいですか。

そうすると、修正原稿はワーキングのときに持ち寄りでもいいですか。それとも事前配付。じゃなるべく事前配付の方向でということは、11日ということは5日ぐらい前に……。無理。11日は当日ですか。間に合う方は、私は事前になるべく出せるようにしたいと思います。

大事なところですし、次回の重点課題です、検討課題です。じゃなるべく早目にお送りいただける方はお送りいただくということで、11日、24日、それから5月15日あたりで完成させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

よろしいですか。あと事務局の方にお返しします。

4．閉会

山田会長 それでは閉会宣言を。

司会 それでは山田先生ほか委員の皆様、本日はどうも長時間ありがとうございました。

これをもちまして第4回宮城県非営利活動促進委員会を終了いたします。ありがとうございました。